

総務産建常任委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務調査として、会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続調査として申し出した次の調査事件について、調査の経過及び結果を会議規則第 77 条の規定により報告する。

令和 2 年 12 月 8 日

上富良野町議会議長 村 上 和 子 様

総務産建常任委員会
委員長 中 瀬 実

記

調査事件名

1 防災対策について

調査の経過

本委員会は、閉会中の継続調査事件名を「防災対策について」に決定し、令和 2 年 13 回にわたり委員会を開催し、調査を行ったので、その結果を次のとおり報告する。

1 防災対策の調査テーマについて

防災対策は、水害・土砂災害・火山災害・地震災害・その他の災害と、災害の事象ごとに諸対策が細分化されていることから、本委員会は各種災害の共通事項である「情報伝達」と「避難所」にテーマを絞って調査を行った。

各調査の内容は次項に掲げるとおりであり、その調査データは後段に別添資料としてまとめた。

2 本町の観測装置の配備状況

防災対策の調査テーマである「情報伝達」を調査するにあたり、本町が住民に対して情報発信を行う際、その判断材料となるべき各防災関係機関が設置する様々な事象の観測装置等の配備状況を調査した。

(1) 水位観測所（富良野地域 3 カ所）

はん濫危険水位等を観測する「水位観測所」は、町内を流れる 3 河川に対し、富良野区域内で 3 カ所設置されており、本町の設置箇所は富良野川の 1 か所で、管理所管は北海道旭川建設管理部である。

(2) 雨量観測所（5 カ所）

時間、累積雨量を観測する「雨量観測所」は、本町に 5 カ所設置されており、4 カ所が北海道開発局と北海道の河川所管の管理で、1 カ所が気象庁の管理である。

(3) 危機管理型水位計・簡易型監視カメラ（8カ所）

大雨時の水位観測に特化した「危機管理型水位計・簡易型監視カメラ」は町内に8カ所設置されており、管理所管は北海道である。町内の水位観測所は富良野川（五丁目橋）の1カ所であったが、平成30年から令和元年にかけて、この水位計・カメラが新たに設置されたことにより、水位把握、河川状況確認の適切な避難判断が可能となっている。

(4) 十勝岳観測点（気象庁／24地点）

国内111活火山のうち火山噴火予知連絡会によって選定された50火山は、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために気象庁の火山監視・警報センターが火山観測施設を整備して、24時間体制で常時観測・監視がされている。

十勝岳には地震計8カ所、空震計4カ所、監視カメラ2カ所、GNSS*7カ所、傾斜計3カ所と、昭和39年に設置された地震計から現在まで、随時、観測装置が設置され、観測体制の充実が図られている。*GNSS（GPSなど衛星測位システム全般の呼称）

3 情報伝達の現状と課題

本委員会では、地域防災計画（平成26年3月策定）に掲載されている本町の情報伝達の取り組みの現状について、「(1)関係機関から受信する防災情報の種類」「(2)住民に発信する情報伝達の方法」「(3)外国人への情報伝達の方法」「(4)情報伝達の手法と災害毎の情報発信の時期」の4項目に絞って調査した。

(1) 関係機関から受信する防災情報の種類（8種類）

本町が関係機関から受信する防災情報については、気象・火災・道路・河川・山岳・JR路線・電力・泥流センサーの8種類であり、その受信手段は、一般電話・携帯電話・衛星携帯電話・メール・FAX・北海道防災情報システム・防災行政無線・ホームページの8種類である。

携帯電話・衛星携帯電話以外の受信手段は、勤務時間外の夜間、土日祝祭日に防災担当が直接対応できないことが課題と思われ、大雨や暴風雪など予測できる自然災害以外に対する執務時間外の防災体制について、事前に調整しておくことが不測の事態に十分対応できると思われる。

(2) 住民に発信する情報伝達の方法（8種類）

町は前述の(1)に掲げる関係機関からの防災情報について、防災行政無線・広報車・ホームページ・緊急速報メール・Lアラート・SNS・一般電話・広報誌の8種類方法や手段により、住民に情報を発信している。

現在の情報伝達の方法は、町から住民に対する一方向であり、住民等からの災害情報などを入手する双方向の手法は取られていない。また、難聴など耳の聞こえない・聞こえづらい住民への対応は、ホームページ・メール・FAX・広報誌以外では対応がなく、住民に一番身近であり、全世帯や事業所に設置されている防災行政無線について、画面や文字情報などの視覚でも情報伝達できる改善が課題である。防災行政無線の戸別受信機は、停電時対応のため電池装着可能で単1電池から単3電池までの3種類に対応した電池ボックスであるが、ブラックアウト時の電池が品薄となった時に住民が十分に把握していなかったため、単1電池の購入を求めたことから、今後においては、その機能等を定期的に住民に周知するこ

とが必要である。

(3) 外国人への情報伝達の方法

町は、前述の(1)の情報伝達手段のうち、町内居住の外国人や本町を訪れる外国人観光客などに対して、行政ホームページ・観光協会ホームページ・外国語観光パンフレットにより防災情報を伝達している。さらに十勝岳噴火総合防災訓練時においては、試行的に英語での防災行政無線により情報を発信している。

新型コロナウイルス感染症のため外国人観光客の減少はあるが、本町は北海道観光を代表する富良野・美瑛エリアにあり、冬には十勝岳地区へのバックカントリースキーを訪れる外国人観光客も多く、また、町内には外国人が居住していることから、最低でも英語による情報伝達の対応が必須となっている。

(4) 情報伝達の手法と災害毎の情報発信の時期

住民に対して発信する情報発信の時期は、災害毎の状況に応じて 前述の(2)の手段を使用して、災害の事象毎に決められている。

水害・土砂災害対策編では、目安として「数時間から2時間程度前」「記録的な大雨発生」「被害拡大が懸念」「災害発生」の4区分、火山災害対策編では「噴火警戒レベル1から5」の5区分ごとに住民に情報が伝達される仕組みとなっている。ホームページやメールによる情報伝達は、住民が後からでも確認することができるが、職場勤務時間や自宅不在で聞くことができない住民、または聞き逃した住民に対して、定期的に複数回数を防災行政無線で放送するなどの対応が必要と思われる。

4 避難所の現状と課題

本委員会では、避難所について「(1)災害時避難行動要支援者」「(2)ペット対策」「(3)災害ボランティア」「(4)備蓄品」「(5)災害弱者」「(6)収容人数」「(7)感染症対策」「(8)災害時応援協定」の8項目に絞って調査した。

(1) 災害時避難行動要支援者について

要支援者名簿の作成については、総務課・保健福祉課・住民会（自主防災組織）の連携のもと作成され、名簿作成後は毎年更新される高齢者実態調査に基づいて表1に掲げる1年間のサイクルで管理されている。

住民会（自主防災組織）が作成する要支援者名簿は、個人情報保護の観点から本人との確認行為や細部の調整に十分な配慮を要するため、町として日頃から災害時における避難行動の啓蒙活動が必要であり、住民会（自主防災組織）と十分に協議して作成の徹底を図るとともに、円滑な避難を確保することが必要である。

また、住民会に加入していない要支援者について、町で対応するのか、住民会（自主防災組織）で対応するのか、事前に調整して名簿を管理することが課題である。

また、防災関係機関に対して要支援者名簿やその避難支援体制について、住民会（自主防災組織）と事前に調整して情報共有を図っておくことが、いつ発生するか分からない災害時に有効に活用されると思われる。

災害時避難行動要支援者名簿作成の年間工程（表1）

月	担 当	内 容
随 時	総務課	チラシ発行 ・避難行動要支援者名簿のお知らせ ・災害時避難行動支援マニュアル「日ごろの備え」「災害が起きた時」
6 月	保健福祉課⇒総務課	高齢者実態調査等の情報を総務課で受理 ・避難行動要支援者範囲に含まれる者のデータ （要件）在宅で一人暮らし 自主避難が困難な75歳以上 要介護認定者 障がい者手帳交付者
10 月	総務課	名簿登録 ・氏名、生年月日、性別、電話番号、緊急時連絡先、避難支援の理由 ・受理した名簿と既存名簿の突合精査 ・新規対象者は総務課で名簿提供の意思を確認
11 月 ～12 月	総務課⇒住民会（自主防 災組織）	総務課から名簿を提供 住民会は名簿提供を受け個別支援計画を策定
12 月	住民会（自主防災組織） ⇒避難支援関係機関	名簿を関係機関に提供 ・住民会自主防災組織、警察、消防、民生児童委員、社会福祉協議会 など

(2) 避難所におけるペット対策について

災害時におけるペット対策については、避難前と避難所（避難後）に大きく区分されており、その役割分担については、表2に掲げるとおり北海道・町・避難所（所有者）で諸対策を講じるよう整理されている。

災害時における避難所のペット対策が全国でも大きな課題となっており、指定避難所地域毎のペット数と種類の把握、先進事例の実態調査、ペット同伴を可能とする避難所の設定、または一カ所でペットを管理するセンターの設置、ペット飼育のためのペットフードやケージなど、関係機関や住民会（自主防災組織）と事前に検討して準備すること必要がある。

また、ペット所有者に対して、避難時の対応等、事前に研修・イメージする場を設け、災害時の対応について理解を深めることや、ペット所有の実態調査が必要である。

避難前と避難所のペット対策の役割分担（表2）

	避難前対策	避難所対策	
担 当	民生対策部、総括対策部	避難所派遣職員	民生対策部
関係機関	保健福祉部富良野地域保健室		保健福祉部富良野地域保健室 北海道獣医師会
対策項目	ペットの取り扱いに関する広報 ・原則は飼い主の自己責任 ・避難所内の持ち込み禁止 ・ケージ、ペットフードの準備 ・ペットホテル等に関する情報提供	ペット飼育スペースの確保 避難所内持ち込み禁止等の説明	ペットフード、ケージの確保 (民生対策部は) ペット所有者の調査 ・氏名 ・住所 ・ペットの種類 ・病気、予防接種等の有無
	—	避難所運営委員会	
対策項目	—	犬、猫その他の愛玩動物の飼育に関する指導に関すること ペットの飼育ルール広報文 避難所ペット登録台帳	

(3) 災害ボランティアの対応について

災害ボランティアの受け入れ体制は、社会福祉協議会・関係機関と連携して、対応窓口を設置し、受付は社会福祉協議会内で行うとされている。

なお、平成 29 年 9 月 1 日に社会福祉協議会と「災害時における上富良野町と社会福祉法人上富良野町社会福祉協議会の相互協力に関する協定書」が締結され、令和 2 年 3 月には社会福祉協議会により「上富良野町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」が策定されている。

本町は昨今、大きな災害の経験がないため、これまで全国で発生した大規模な災害事例を参考にするなど、町がこれまで経験していない、または想定できない業務を把握し、それらを社会福祉協議会、住民会（自主防災組織）と調整することが必要である。さらに、災害発生時には住民がボランティアに依頼したい業務と災害ボランティアが行える業務の調整など、災害時の混乱を最小限に抑える事前対応が必要と思われる。

災害時には、被災者の思いや要望、困りごとなどを丁寧に聞き取って、ボランティアを本当に必要としている被災者ニーズを掘り起こし、支援を希望する避難住民に正確に伝えて、支援活動に結び付ける「ボランティアコーディネーター」の育成が課題である。

また、現在は新型コロナウイルス感染症の予防のため、災害ボランティアが現地入りできない状況や作業時間の制限、人数制限など新たな課題も発生している。

(4) 避難所運営の備蓄品の状況について

備蓄品については、町、事業所、住民、住民会（自主防災組織）、救援物資、支援物資に区分され、それぞれが持つ機能に応じた備蓄の目安が示されている。

また、災害の事象毎に避難対象者を想定しているが、備蓄数量の基準人数を 6,000 人と定めて食糧・水を備蓄している。食品類は 6 品目、避難所用品は 32 品目、その他消耗品等は 16 品目を備蓄している。

平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震に伴う北海道全域のブラックアウトの経験により、新たに備蓄品の整備や更新が見直されている。さらに令和 2 年 2 月から対策を講じている新型コロナウイルス感染症という新たな課題もあり、避難所における感染症対策の備蓄品を早急に備蓄することが求められていたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用して順次整備されている。

本町は避難所運営の経験値が少ないことから、災害事例市町村の実態や課題を調査して、さらなる充実が必要と思われる。

(5) 災害弱者の対応について

災害弱者の対応は、福祉避難所 3 カ所、指定避難所内の福祉避難室 16 か所、浸水想定区域内の要配慮者利用施設 12 カ所を設定している。

本町は避難所運営の経験がないため、住民の避難に加え、災害弱者の避難対策も大きな課題であり、指定避難所地域毎の災害弱者の把握を住民会（自主防災組織）が作成する災害時避難行動要支援者名簿と情報共有して、あらかじめ避難先を決定する必要がある。また、指定避難所において、住民会毎では災害弱者の把握が可能となるが、一つの住民会が複数の指定避難所に分断される場合や、複数の住民会が同じ指定避難所に避難する場合など、避難所全体の災害弱者の避難把握方法などを避難所毎に調整して備えておく必要がある。

(6) 避難所の収容人数について

指定緊急避難所は屋外 24 か所、屋内 42 か所が指定されており、屋外の収容人数は非表示、屋内においては防災計画策定時とほぼ変更がない人数が定められている。この収容人数は、昭和 61 年 3 月 31 日発行の地域防災計画策定時から見直されていないため、住民の命を守るための一時的な避難収容人数であり、長期間の避難で収容できる人数を改めて設定することが必要である。

また、感染症対策の課題もあり、ソーシャルディスタンスを考慮すると、さらに収容人数を制限しなければならないことも想定でき、収容人数の見直しも必要である。

(7) 感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、国において令和 2 年 4 月 7 日に緊急事態宣言が行われるなど、町内においても感染者が発生している。こういった感染症の発生や拡大する状況に対応するため、町では「避難所運営マニュアル（平成 29 年 4 月策定）」の増補版として、令和 2 年 5 月に「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル」を策定している。

課題としては前述の(3)(4)(5)(6)と共通している。

(8) 災害時応援協定について

情報伝達及び避難所運営については、本町の対処のほか、民間事業者や公共機関の応援・協力を得て対応することが想定されるため、応援協定の実態を調査した。民間事業者との協定件数は 27 件であり、そのうち情報関係は 4 件、避難関係は 5 件であった。また、公共機関との協定件数は 14 件であり、そのうち情報関係は 8 件であった。

この応援協定については、民間企業が災害対応の地域貢献で各自治体と締結しており、本町においても必要に応じて拡大することを望むものである。

5 総論（まとめ）

本委員会は閉会中の継続調査テーマを「防災対策」とし、さらに各種災害の共通事項である「情報伝達」と「避難所」に絞って調査を行った。

情報伝達については、現在、住民に対して 8 種類の手法や手段により災害情報が発信されているが、住民（現場の声）から災害情報を入手する手段が電話や直接の対面に限られており、今後、インターネットやスマートフォンなどの ICT 技術を活用した、より質の高い災害情報の収集を図りたい。

また、災害情報の受信弱者（難聴者など）への情報伝達については、戸別受信機の改善を含め、可視化された災害情報が伝達される環境整備が必要である。

避難所については、いつ発生するか分からない災害時に備えて、町と住民会（自主防災組織）の協働により、災害時の避難の課題であった災害時避難行動要支援者名簿の作成や避難行動計画が全住民会（自主防災組織）で作成され毎年更新されているが、住民会の未加入者への対応が課題であり対処されたい。

また、要支援者名簿やその避難支援体制については、防災関係機関と情報共有を図る必要がある。

災害発生時に全国でも課題となっている避難時のペット対策については、先進事例の実態調査などで前述の 4 (2) で掲げた課題を明らかにするとともに、関係機関や住

民会（自主防災組織）と事前に検討して災害時の対応について理解を深めることが必要である。

また、大規模災害時に支援をいただく災害ボランティアの対応については、主体は社会福祉協議会と思われるが、本町は昨今、大きな災害時の避難経験がないため、ボランティアの被災者ニーズの掘り起こしや支援を希望する避難住民への支援活動に結び付ける「ボランティアコーディネーター」の研修や育成が大きな課題であり、関係機関と検討されたい。

新たな課題である新型コロナウイルス感染症に端を発した感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル（令和2年5月）」による訓練や検証を行い、4(3)(4)(5)(6)で掲げた課題の解消に努められたい。

いずれにしても、本町は避難所運営の経験値が少ないので、いつ発生するか分からない災害に備えるため、住民会（自主防災組織）と協働で避難所運営訓練を実施して諸課題を洗い出し、防災関係機関とも十分に協議して解消されて避難所運営に努められたい。

我が町は、活火山十勝岳を有しており、過去の活動周期がおおよそ30から40年周期で昭和63年の噴火以降、再び火山活動が起きる懸念も心配されている。火山災害は一旦発生すると長期化する恐れもあり、避難所などでの様々な事象に対応が求められる。

また、火山噴火による大規模な災害はもとより、近年各地で甚大な被害をもたらすゲリラ的豪雨や未曾有の台風などによる大雨洪水災害などにも、町として準備をしなければいけない。大雨による災害は時間との戦いでもあり、過去の災害を教訓にして、河道などから洪水の予測やインフラ整備により舗装されたことで、新たに水の集まる地域なども考慮することが必要である。

災害が発生した時に、最も大切なことは正しい情報が迅速に必要な住民に届き、安全に避難が行われて、全ての被災者が無事に避難所に行くことであるので、災害が起きてから対応するのではなく、平時の時に防災機関のみならず行政も住民も災害に対する準備を怠らず備えて、「災害が発生した時には一人の犠牲者も出さない」といった準備と対応が大切である。

《調査資料》

2 (1) 水位観測所の一覧

河川名	観測所名	所 管	位 置	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位
富良野川	上富良野	北海道旭川 建設管理部	西町1丁目208番地先 河川敷	204.73m	205.53m	205.54m	207.13m
ヌッカクシ 富良野川	ヌッカクシ 富良野川		中富良野町 5631 番 1 地先河川敷	167.79m	168.90m	169.60m	170.48m
ベベルイ川	東4線橋		富良野市新光町 1077 番 29 地先河川敷	166.25m	166.88m	167.13m	168.63m

2 (2) 雨量観測所の一覧

河 川 名	観測所名	所 管	位 置	通 報 先
富良野川	上富良野	北海道開発局	丘町1丁目417-1	札幌開発建設部
	カミホロ	北海道	421 へ林小班	旭川建設管理部
ヌッカクシ富良野川	十勝岳温泉	北海道開発局	国有林 421 林班う小班	札幌開発建設部
ベベルイ川	ベベルイ	北海道	1238 番 10 地先道路敷	旭川建設管理部
—	上富良野 (気象)	気象庁	大町	旭川地方気象台

2 (3) 危機管理型水位計・簡易型監視カメラの一覧

河 川 名	水位計設置箇所	簡易型河川監視カメラ設置箇所
ピリカ富良野川	清 富 橋	—
コルコニウシュベツ川	金 星 橋	金星橋近傍
ヌッカクシ富良野川	共 和 橋	5丁目橋近傍
ホロベツナイ川	黄 田 橋	—
ベベルイ川	東 橋	—
トランシエホロカンベツ川	衣 川 橋	—
エバナマエホロカンベツ川	西 2 線橋	—
江幌完別川	江 花 橋	—

2 (4) 十勝岳観測点の一覧

測器種類	地 点 名	観測開始日	備 考
地 震 計	硫黄沢	1964年 (昭和 39年) 4月 16日	
	避難小屋東	1997年 (平成 9年) 1月 1日	
	播鉢火口	2003年 (平成 15年) 7月 25日	
	グラウンド火口西	2011年 (平成 23年) 9月 1日	
	望岳台	2010年 (平成 22年) 9月 1日	
	翁温泉	2010年 (平成 22年) 9月 1日	
	上ホロ避難小屋	2010年 (平成 22年) 9月 1日	
	グラウンド火口東	2016年 (平成 28年) 12月 1日	広帯域地震計
空 震計	白金温泉	2011年 (平成 23年) 9月 1日	
	避難小屋	1997年 (平成 9年) 9月 10日	
	望岳台	2010年 (平成 22年) 9月 1日	
	翁温泉	2010年 (平成 22年) 9月 1日	
監視カメラ	白金模範牧場	2012年 (平成 24年) 11月 21日	
	避難小屋南東	2016年 (平成 28年) 12月 1日	可視及び熱映像
G N S S (GPS など衛星測位シ ステム全般の呼称)	湯の滝	2011年 (平成 23年) 9月 1日	
	望岳台	2001年 (平成 23年) 9月 7日	
	翁温泉	2010年 (平成 22年) 10月 1日	
	上ホロ避難小屋	2010年 (平成 22年) 10月 1日	

	避難小屋	2014年(平成26年)9月25日	臨時観測点
	播鉢火口2	2014年(平成26年)9月24日	臨時観測点
	前十勝	2018年(平成30年)10月4日	臨時観測点
傾斜計	望岳台	2011年(平成13年)4月1日	
	翁温泉	2011年(平成13年)4月1日	
	播鉢火口3	2016年(平成28年)12月1日	

3(1) 関係機関から受信する防災情報の種類の一覧

区 分	情報の種類	情報を発信する関係機関
関係機関から受信する 情報 (8種類)	気 象 情 報	旭川地方気象台
	火 災 情 報	富良野広域連合上富良野消防署
	道 路 情 報	(国道)旭川開発建設部富良野道路維持事務所 (道道)旭川建設管理部富良野出張所
	河 川 情 報	旭川建設管理部富良野出張所
	山 岳 遭 難	旭川方面本部(富良野警察署)から上富良野消防署経由で
	J R 路 線	JR 北海道旭川支社から上川総合振興局経由で
	電 力	北海道電力(株)富良野ネットワークセンター
	十勝岳泥流センサー	上富良野消防署経由、防災携帯電話
情報受信手段 (8種類)	①一般電話、②携帯電話、③衛星携帯電話、④メール、⑤FAX、⑥北海道防災情報システム、⑦防災行政無線、⑧関係機関ホームページ	

3(2) 住民に発信する情報伝達の方法の一覧

情報伝達の方法・手段	発信・受信の状況等
防 災 行 政 無 線	全戸、各事業所、公共施設、避難所に設置
広 報 車	町・上富良野消防署の公用車両の運行
行 政 ホ ー ム ペ ー ジ	パソコン、スマートフォン、タブレットパソコン
緊 急 速 報 メ ー ル	携帯電話、タブレットパソコン
L-ALERT (L アラート)	北海道から町端末経由でテレビ、ラジオ、ソーシャルメディアに一斉配信
S N S	フェイスブック、ツイッター、行政だより、Yahoo 防災情報アプリ等
一 般 電 話	学校、自治会、団体等の連絡網
広 報 誌	全戸配布

3(2) 住民への広報の手段と内容の一覧

広報の手段	水害・土砂災害対策	地震災害対策	火山災害対策
防 災 行 政 無 線 (同 報 系)	緊急避難		緊急避難の指示
	災害発生の状況		噴火の状況
	災害への住民喚起		避難勧告、避難指示等事前避難、避難準備等
広 報 車 に よ る 巡 回	避難		噴火の状況
	災害発生の状況		避難勧告。避難指示等事前準備、避難準備等
	応急活動の状況、応急活動のお知らせ		応急活動の状況・お知らせ
災 害 広 報 紙 の 配 布	災害発生の状況		噴火の状況
	避難生活の注意事項		避難生活の注意事項
	上富良野町、北海道等の対策		上富良野町、北海道等の対策
	住民サービス等の情報		住民サービス等の情報
テ レ ビ ・ ラ ジ オ ・ 新 聞	災害発生の状況		噴火の状況
	避難生活の注意事項		避難生活の注意事項
	上富良野町、北海道等の対策		上富良野町、北海道等の対策
	住民サービス等の情報		住民サービス等の情報
	—		指定避難所外の避難者の安否連絡要請
ホ ー ム ペ ー ジ	災害発生の状況		災害発生の状況

	住民サービス等の情報	住民サービス等の情報
	—	指定避難所外の避難者の安否連絡要請

3 (3) 外国人への情報伝達の方法の一覧

情報伝達の方法・手段	発信・受信の状況等
行政ホームページ	多言語生活情報-災害情報提供ポータルサイトを紹介
観光協会 HP、パンフ	観光協会のホームページ、パンフレットでの多言語対応
防災行政無線（訓練時）	英語での放送

3 (4) 水害・土砂災害対策編の情報伝達の時期の一覧

目安	想定される現象		気象庁が発表する情報	町の対応	町民の対応	
数時間から2時間程度前	大雨	さらに強さが増す	大雨警報（土砂災害・浸水等）（大雨の期間、予測雨量、警戒を要する事項など）	・警報の十見への周知 ・避難場所の準備、開設	・避難の準備をする ・危険な場所に近づかない ・日頃と異なったことがあれば役場へ通報	
	洪水	はん濫危険水位到達が想定 ※一部で内水はん濫が発生	洪水警報			
	土砂災害	がけ崩れ	がけから水が湧き出る			大雨警報（土砂災害）
		地すべり	井戸や沢の水が濁る			
		土石流	腐った土の匂いがする			
	記録的な大雨発生	大雨	大雨が一層激しくなる	大雨に関する気象情報（刻一刻と変化する大雨の状況を発表）	・避難呼びかけ ・必要地域に避難準備情報（要援者避難） ・応急対応体制確立 ・必要地域に避難勧告・指示を発令	・暴風警報が発表された場合、安全な場所へ避難 ・早めの自主避難 ・役場の死避難勧告・指示による避難 ・周囲の状況に注意した上で行動
		洪水	避難判断水位まで水位が上昇	洪水警報		
土砂災害		がけ崩れ	湧水が止まる・濁る	大雨警報（土砂災害）		
		地すべり	地鳴り・山鳴りがする			
被害拡大が懸念	大雨	数年に一度の猛烈な雨が発生	記録的短時間大雨情報	・特別警報が発表される 非常に危険な状況であることの住民への周知 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	・直ちに命を守る行動をとる ・避難所へ避難するか、外へ避難することがつかな場合は家の中で安全な場所にとどまる	
	洪水	さらに水位が上昇し反乱危険水位に到達、※町内各地で内水反乱が発生	洪水警報			
	土砂災害	がけ崩れ	地鳴りがする			大雨特別警報（土砂災害） 土砂災害警戒警報
		地すべり	樹木が傾く。亀裂や段差が発生			
災害発生	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨	大雨特別警報（土砂災害・浸水害）	・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	・直ちに命を守る行動をとる ・避難所へ避難するか、外へ避難することがつかな場合は家の中で安全な場所にとどまる	
	洪水	堤防の決壊・越水、洪水発生	大雨特別警報（浸水害）			
	土砂災害	がけ崩れ	がけ崩れ発生			大雨特別警報（土砂災害） 土砂災害警戒警報
		地すべり	地すべり発生			

3 (4) 火山災害対策編（シナリオ3）の情報伝達の時期の一覧

時間目安	噴火活動の想定	噴火警報等	噴火警戒レベル	対策時期	基本的な応急対策
数年〜数か月 ↓ 数か月〜数日 ↓ 数日〜0日 ↓ 数時間〜十数時間 ↓ 数日〜数か月 ↓ 数年	【平常】 ↓ 【異常現象】 ①熱活動の高まり（噴気活動活発化、熱泥水噴出、火映） ②地震活動の高まり ③やや規模の大きな火山性微動時折発生 ④ごく小規模な噴火 ↓ 【異常現象拡大】 ①地震活動、熱活動がさらに活発化 ②火山性地震の規模・頻度の増加傾向 ③有感地震、火山性微動の頻発 ④地殻変動を観測、増大傾向 ⑤ごく小規模な噴火 ↓ 【異常現象さらに拡大・水蒸気爆発の発生】 ①顕著な地殻変動を観測 ②マグマ噴火に前駆して水蒸気爆発発生 ③噴煙は火口縁上1,000m程度以下 ④大きな噴石が火口から1〜2kmまで飛散 ↓ 【大噴火発生の場合】 ①グラウンド火口周辺から噴火 ②噴煙急上昇、1万数千m ③大きな噴石が火口から4km程度まで飛散 ④火砕流が発生し、火口から10km程度流下 ⑤風下側山麓で数十cm降灰 ⑥風下側山麓で火山ガスによる影響 ↓ 【融雪型火山泥流の発生】 ①積雪期に大噴火が発生した場合には、火砕流により大規模融雪型泥流が発生する ②積雪期に岩屑なだれを伴う噴火が発生した場合にも大規模な融雪型泥流が発生する ↓ ↓ ↓ ↓ 【十数時間から数日後】 ①噴火衰え始める。その後数か月間は規模・回数とも次第に減少するが断続的には噴火を繰り返す ↓ 【降雨型泥流発生】 ①噴火終息後も降雨型泥流が数年間繰り返される	噴火予報	レベル1	異常現象発生期	①協議会設置町に情報連絡本部設置 ②情報収集 ③異常現象の発見者通報への対応 ④関係機関への連絡 ⑤住民等からの問い合わせへの対応 ⑥登山者・観光施設への広報
	火口周辺警報	レベル2	異常現象拡大期	①協議会設置町に災害対策本部設置、第1非常配備体制 ②火口からおよそ1km以内、又は状況に応じて火口からおよそ1.5km以内の登山規制 ③登山規制の広報、看板の設置	
	噴火警報	レベル3	大噴火前兆期	①火口からおよそ3km以内の立入規制 ②十勝岳温泉の避難準備	
	噴火警報	レベル4	大正噴火期	①火砕流危険区域の避難準備、緊急避難困難者の自主避難 ②第2非常配備体制 ①積雪期には火砕流危険区域に加えて、融雪型泥流危険区域の避難準備	
	噴火警報	レベル5	噴火縮小期	①第3非常配備体制 ②火砕流危険区域の避難 ③十勝岳温泉の避難 ①積雪期には火砕流危険区域に加えて、融雪型泥流危険区域の避難	
	火口周辺警報	レベル4	噴火終息期	①第3非常配備体制継続 ①火山ガス及び降灰の状況によっては東側山麓地域での避難	
	火口周辺警報	レベル3		①第2非常配備体制 ②火山活動状況に応じて規制を緩和 ③土砂災害危険区域設定	
	火口周辺警報	レベル1		①土砂災害危険区域の再設定 ②火山活動状況に応じて規制の緩和〜解除	

4 (3) ボランティアの活動分野と活動拠点

種別	活動分野	活動拠点
専門的	1 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師等の医療関係従事者 2 建築物の応急危険度判定士 3 通訳（外国語、手話）、翻訳 4 被災者への心理治療 5 高齢者、障がい者等への看護 6 アマチュア無線技士等 7 その他専門的知識・技能を要する活動等	1 ボランティアがミーティングや作業等に自由に活用できる場所 2 ボランティア希望者の受付、被災者からのニーズ等とのコーディネート
一般的	1 避難所の運営への協力 2 炊き出し、食糧等の配布 3 救援物資や支援物資等の仕分け・配給 4 高齢者、障がい者等へ要支援者の介護 5 清掃及び防疫	3 活動への支援として、電話、ファックス等の通信機器、コピー機、事務用品の貸し出し

6 安否確認、生活情報の収集・伝達	
7 その他災害応急対策事務の補助並びに被災地における軽作業	

4(4) 避難所運営の備蓄品の状況について

備蓄の区分	内 容
町 による 備 蓄	町は大規模災害や局地的な災害に備えて、常に必要な物資を必要とする避難所等に配送できる環境を確保する。
事業所による流通備蓄	事前に事業所等と災害時において、食糧品等の備蓄物資を供給する協定を締結し、不足する避難所等へ迅速に配分する。
町民による非常用持出品	町民は災害時に備え非常用持出品として、3日分程度の食糧や飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品等の必要な備蓄を行う。
住民会・自主防災組織等による備蓄	町からの補助等により、住民会や自主防災組織等において食糧品等の備蓄を行い、避難者への配給を行う。
救 援 物 資	町は災害時において、各種団体や民間事業者、個人から善意で寄せられる物資について、不足する避難所に配付する。
自治体からの支援物資	町は北海道や応援協定先自治体等から不足する食糧品等を支援物資として調達し配分する。

H22 国調で算出	火山災害	洪水災害	地震災害
対 象	十勝岳噴火時の融雪型泥流の予測到達範囲内に居住する住民	富良野川・ベベルイ川・ヌッカクシ富良野川の浸水想定区域内に居住する住民	富良野断層帯による地震に伴い全半壊する住宅に居住する住民
対 象 人 口	5,035人	5,628人	2,433人 (全半壊929棟)
対 象 世 帯 数	2,035世帯	2,128世帯	929世帯
対 象 者 数	洪水災害対象者5,628人 ⇒ 6,000人		
目 標 数 量	6,000人を基本とし、食糧及び飲料水について3日分の備蓄を行い、4日目以降は自衛隊や各自治体から支援、救援物資等により補う⇒目標は3日までの備蓄		
	町による備蓄	町民の非常用持出品の準備	民間事業者等の流通備蓄
食糧：6,000食×9食	13,500食	27,000食	13,500食
水：6,000人×9日	13,500日	27,000日	13,500日
備 蓄 の 種 類	食料品等、生活必需品、資機材、医薬品の4分類 (整備状況一覧では食品類、避難所用品、衛生用品、その他消耗品等の4分類)		

分 類	品 目
食品類 (6品目)	アルファ米、保存パン、補助食、飲料水、乾燥スープ、簡易食器セット
避難所用品 (32品目)	毛布(不織布、圧縮)、避難所緊急マット、アルミロールマット、折り畳みアルミマット、ヘッドレスト、寝袋スーパーライト、ヘッドライト、ヘッドライト(拡)、ランタン、ランタン(拡)、カセットコンロ、ハンドメガホン、ショルダーメガホン、避難所運営用トランシーバー、ポータブル発電機、コードリール、投光器、ポータブルストーブ、多目的テント(コンパクト型)、多目的テント(大型、側幕付)、サークルライト、懐中電灯、携帯ラジオ、権威トイレ、簡易トイレ(拡)、車いす、簡易ベッド、簡易ベッド(拡)、担架、ブルーシート、間仕切り
衛生用品 (15品目)	救急セット(A、B)、紙オムツ(幼児用、介護用)、粉ミルク2種、生理用品、タオル、トイレトーパー、簡易トイレ用便袋、非常用ウェットタオル、災害用ウェットタオルハンディタイプ、手指消毒剤、女性用ライフセット、防災用哺乳瓶
その他消耗品等 (16品目)	避難所用ベスト、カイロ、平置きパレット、ホワイトボード、ホワイトボードマーカー、台車、脚立、乾電池、燃料(灯油、ガソリン)、発電機用エンジンオイル、スコップ(剣先、角型)、ガソリン携行缶、灯油用ポリタンク、水タンク、カセットボンベ

4 (5) 福祉避難所

施設名	対象地域	収容人員	風水害	火山噴火	地震	大規模火災
ラベンダーハイツ、デイサービス	町内全域	—	●	●	●	●
デイサポートかみふらの	町内全域	—	●	●	●	●
デイサービスセンターかみん	町内全域	—	●	●	●	●

【前提条件】災害発生時、施設の安全性が確認され人員等の準備が完了し運営が可能となった場合に開設。

4 (5) 福祉避難室

施設名 (福祉避難室)	対象地域	施設名 (福祉避難室)	対象地域
上富良野小学校	本町・大町・錦町・富町	上富良野町公民館	富町
上富良野西小学校	扇町・泉町・北町・日の出	東中公民館	東中
上富良野東中小学校	東中	セントラルプラザ	中町・錦町
上富良野中学校	宮町・旭町・新町	ふらの農業協同組合上富良野支所	栄町
上富良野高等学校	新町・東町	子どもセンター	大町・富町
草分防災センター	草分	日東会館	日の出・本町
泉栄防災センター	泉町・栄町	高田幼稚園	中町・栄町
社会教育総合センター	町内全域	清富多世代交流センター	清富・日新

※ 避難所の一部の部屋を世介護高齢者、乳幼児世帯、障がい者等の空間として確保

4 (5) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

区分	富良野川	ヌッカクシ富良野川	ベベルイ川
学 校	上富良野小学校	上富良野小学校	東中小学校
保 育 所	西保育園	中央保育園 わかば保育園	
児 童 施 設	西児童館	子どもセンター 東児童館	
病 院		町立病院 小野沢整形外科	
高 齢 者 施 設	ふくしん	ケアハウスハイムいしずえ デイサービスセンターかみん	
障害児・障害者施設		北の峯学園上富良野事業所	

4 (6) 指定緊急避難場所

施設名	対象地域	収容人員	風水害	火山噴火	地震	大規模火災
新井牧場 (菊地地先)	日新の一部	—	●	●	●	●
細野農場 (菊地地先)	日新の一部	—		●	●	●
西2線北31号 (一色地先 南)	草分の一部	—	●	●	●	●
西2線北31号 (一色地先 北)	草分の一部	—	●	●	●	●
西3線北30号 (広川地先)	草分の一部	—	●	●	●	●
西4線北31号 (及川地先)	草分の一部	—	●	●	●	●
西5線北29号 (伊藤地先)	草分の一部	—	●	●	●	●
パティスリーメルシー地先	草分の一部	—	●	●	●	●
フラワーランドかみふらの駐車場	草分の一部	—	●	●	●	●
西1線北29号 (藤田地先)	日の出の一部	—	●	●	●	●
西1線北29号 (加藤地先)	日の出の一部	—	●	●	●	●
西3線北26号 (小原地先)	島津の一部	—	●	●	●	●
西3線北25号 (高橋地先)	草分・島津の一部	—	●	●	●	●
西2線北21号 (北川地先)	島津の一部	—	●	●	●	●
基線線北28号 (橋本地先)	日の出の一部	—	●	●	●	●
基線線北27号 (朝倉地先)	日の出の一部	—	●	●	●	●
日の出公園	日の出の一部	—	●	●	●	●
後藤純男美術館駐車場	日の出の一部	—	●	●	●	●

中ノ沢会館	旭野の一部	—	●	●	●	●
十人牧場東	旭野の一部	—	●	●	●	●
十人牧場西	旭野の一部	—	●	●	●	●
見晴台公園	光町・西町の一部	—	●	●	●	●
島津公園	西富の一部	—			●	●
富原運動公園	丘町・桜町・東町の一部	—		●	●	●

4(6) 指定緊急避難場所

施設名	対象地域	収容人員	風水害	火山噴火	地震	大規模火災
上富良野小学校●	本町・大町の一部	2,350人	●	●	●	●
門信寺	本町の一部	350人	●	●	●	
上富良野中学校●	宮町・旭町・新町の一部	2,300人	●	●	●	●
東児童館	旭町の一部	90人	●		●	
わかば愛育園	旭町・新町の一部	180人	●		●	
上富良野高等学校●	東町・新町の一部	1,853人	●	●	●	●
東明会館	東町・新町の一部	90人	●		●	
上富良野公民館●	富町の一部	260人	●	●	●	●
わかば中央保育園	富町の一部	300人			●	
セントラルプラザ●	中町・錦町の一部	750人	●	●	●	●
大雄寺	中町の一部	320人			●	
ふらの農業協同組合上富良野支所●	栄町の一部	1,400人	●	●	●	●
専誠寺	中町・栄町の一部	60人			●	
高田幼稚園●	中町・栄町の一部	600人	●	●	●	
上富良野西小学校●	扇町・泉町・北町・日の出の一部	1,900人	●	●	●	●
泉栄防災センター●	泉町・栄町の一部	400人	●	●	●	●
上富良野町役場	大町の一部	400人	●	●		●
保健福祉総合センター	大町の一部		●	●	●	●
子どもセンター●	大町・富町の一部	600人		●	●	●
明憲寺	西町・光町の一部	220人	●	●	●	●
土の博物館 土の館	西町・光町・島津の一部		●	●	●	●
富良野ホップスホテル	西町・光町の一部		●	●	●	●
ラベンダーハイツ	光町の一部	200人	●	●	●	●
清富多世代交流センター●	清富・日新の一部	350人		●	●	●
日新公民館	日新	30人			●	●
上富良野東中小学校●	東中の一部	1,540人	●		●	●
東中公民館●	東中の一部	320人	●		●	●
草分防災センター●	草分の一部	350人	●	●	●	●
草分1会館	草分の一部	30人	●	●	●	●
里仁公民館	里仁	90人	●		●	●
静修農業構造改善センター	静修				●	●
日東会館●	本町・日の出の一部	150人		●	●	●
社会教育総合センター●	日新・島津・草分・旭野・日の出・南町・緑町・桜町・丘町・向井町等	3,000人	●	●	●	●
島津ふれあいセンター	島津の一部		●		●	●
江幌公民館	江幌		●		●	●
江花公民館	江花	200人	●		●	●
旭野公民館	旭野	90人	●		●	●
富原公民館	富原	130人	●		●	●
十勝岳温泉凌雲閣	十勝岳地区(突発噴火の場合)	100人		●		
吹上温泉保養センター白銀荘	十勝岳地区(突発噴火の場合)			●		
カミホロ荘	十勝岳地区(突発噴火の場合)			●		
葬斎場(十勝岳噴火のみ)	島津の一部	60人		●		

●印は避難所の一部の部屋を世介護高齢者、乳幼児世帯、障がい者等の空間として確保

4(8) 民間事業者 (27件、うち情報関係4件、避難関係5件)

区分	協定先	協定名等	締結日
医療・救護	富良野医師会	災害時の医療救護活動に関する協定	平成元年1月26日
	上川町村会⇄(社)旭川歯科医師会	災害時の歯科医療救助活動に関する協定書	平成14年4月23日
飲料水	日本水道協会北海道支部道北地区協議会	日本水道協会北海道支部道北地区協議会災害時相互応援協定	平成10年12月1日
	北海道コカ・コーラボトリング(株)	災害時対応型自動販売機による協働事業に関する協定	平成22年3月25日
情報	上富良野郵便局	災害における上富良野郵便局と上富良野町の協力に関する協定	平成10年5月26日
	上富良野郵便局	道路情報サービスに関する覚書	平成27年12月1日
	(株)ラジオふらの	災害時における放送の協力に関する協定	平成25年3月22日
	ヤフー(株)	災害時における情報発信等に関する協定	令和元年8月9日
燃料	(株)アラタ工業	災害時における燃料(灯油・軽油)の供給等に関する協定	平成30年8月10日
	富良野地方石油業組合	災害時における(石油類)燃料の供給等に関する協定	平成25年5月27日
物資	(株)共成レンタム上富良野営業所	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	平成25年6月5日
	(株)セブン-イレブン・ジャパン	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	平成29年2月17日
	合同容器(株)、Jボックス(株)	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	令和元年8月26日
	NPO法人コメリ災害対策センター	災害発生時における物資供給に関する協定	令和2年4月15日
緊急輸送	(一社)旭川地区トラック協会	災害時等における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	平成27年4月1日
応急・復旧	北海道エルピーガス災害対策協議会	災害発生時における応急・復旧活動支援に関する協定	平成22年7月5日
	(一財)北海道電気保安協会	災害時協力協定	平成23年6月3日
	道北電気工事業協同組合富良野支部	災害時における応急応援業務に関する協定	平成25年7月26日
	上川地方建設業協会連絡会議	災害時における応急対策業務に関する協定	平成27年10月30日
相互応援	公益社団法人 隊友会 旭川地方隊友会上富良野支部	災害における隊友会の協力に関する協定	平成2年6月26日
避難関連	土の博物館 土の館	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	平成28年7月1日
	後藤純男美術館	災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定	平成28年7月22日
	富良野ホップスホテル(株)テトラ	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	平成28年8月31日
	社会福祉法人 富良野あさひ郷	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成29年7月11日
	(有)フラワーランドかみふらの	災害時における緊急避難所としての使用に関する協定	平成29年7月14日
相互協力	社会福祉法人 上富良野町社会福祉協議会	災害時における上富良野町と社会福祉法人上富良野町社会福祉協議会の相互協力に関する協定	平成29年9月1日

4(8) 公共機関 (14件、うち情報関係8件)

区分	協定先	協定名等	締結日
相互応援	北海道消防及び消防所在市	北海道広域消防相互応援協定	平成3年2月13日
	北海道開発局	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	平成22年5月28日
	三重県津市	災害時の情報発信に関する相互応援協定	平成24年10月9日
	上川町村会所在町村	「かみかわの絆19」～上川管内町村広域防災に関する決議	平成26年2月14日
	財務省北海道財務局	災害時の応援に関する協定	平成26年3月28日
	旭川市	広域防災に係る相互応援に関する覚書	平成27年12月25日
情報	北海道旭川建設管理部(旧北海道旭川土木現業所)	十勝岳火山監視装置にかかる管理及び貸付に関する協定	平成14年4月1日
	富良野広域連合消防本部(旧上川南部消防事務組合)	上富良野町の防災行政用無線局に関する協定	平成14年5月27日

	富良野広域連合消防本部（旧上川南部消防事務組合）	十勝岳監視装置等に関する協定	平成 14 年 5 月 27 日
	富良野広域連合消防本部（旧上川南部消防事務組合）	休日における防災行政用無線局の運用に関する協定	平成 14 年 7 月 1 日
	旭川開発建設部	十勝岳監視カメラ映像の使用に関する協定	平成 14 年 4 月 17 日
	富良野市	災害における放送の協力に関する協定細目に関する協定	平成 25 年 3 月 25 日
	北海道	北海道総合行政ネットワーク管理運営に関する協定	平成 25 年 4 月 1 日
連絡体制	陸上自衛隊上富良野駐屯地	上富良野町と上富良野駐屯地との連絡体制の強化に係る協定	平成 29 年 5 月 22 日

総務産建常任委員会の調査経過

年 月 日	概 要
令和元年12月27日	現状把握ヒアリングの日程調整
令和2年1月16日	現状把握について、担当課へのヒアリング、意見交換
令和2年1月28日	調査項目の洗い出しと協議
令和2年2月4日	調査項目の決定「情報伝達」「避難所」
令和2年2月26日	調査日程の協議と決定
令和2年4月21日	調査要求資料の協議と決定
令和2年5月15日	調査要求資料の説明と質疑応答
令和2年6月16日	先進市町村行政調査の協議、今後の調査日程の協議
令和2年8月6日	先進市町村行政調査の協議と中止の決定 調査報告書の内容協議
令和2年8月27日	調査報告書の内容協議
令和2年10月16日	調査報告書の内容協議
令和2年11月12日	調査報告書の内容協議
令和2年12月8日	調査報告書の内容協議と決定

